

京都市 福祉避難所 運営ガイドライン 目次

ガイドラインの使用にあたって・・・1

平常時及び災害時の
取組に関するチェックリスト・・・2

平常時の取組・・・4

- (1) 福祉避難所とは・・・4
- (2) 職員の体制・・・6
- (3) 避難者受入れのための事前調整・・・8
- (4) 施設・備品の整備・・・10
- (5) 備蓄物資・・・12

災害時の取組・・・16

- (1) 初動期（災害発生直後～3日以内）・・・16
- (2) 展開期：3日～2週間程度・・・18
- (3) 安定期・撤収期：3週目以降・・・22

（参考）福祉避難所周知パネル
「福祉避難所を知っていますか？」・・・24

別冊：様式集



ガイドラインの 使用にあたって

このガイドラインについて

このガイドラインは、下記4点をコンセプトとして策定しました。

平常時 ● 災害発生に備えた日頃からの事前準備。

災害時 ● できるだけ避難者にも役割を与え、避難者が活躍できる場面をつくる。

- 介護予防に努め、寝たきり避難者を発生させない。
- 早期の通常運営回復（特に通所施設）。

ガイドラインは、事前準備の推進を目的とした「平常時の取組」と、いざという時の福祉避難所運営に必要な「災害時の取組」で構成し、福祉避難所の開設から撤収までに必要な情報を時系列で掲載しています。

ガイドラインの第1版は平成25年に策定され、このガイドラインは第2版になります。京都市では、「京都市福祉避難所備蓄計画」及び「京都市福祉避難所移送対象者の選定方法及び受入調整等に関するガイドライン」を定め、この第2版は、これらの内容を盛り込んで、かつより分かり易くなるよう、冊子の構成を見直しました。

平常時からの意識と準備はもちろん、災害時には、福祉避難所として、避難者に適切に対応し、介護予防に努めることができるように、この冊子を活用しましょう。

ガイドラインの使用対象者

この冊子は、社会福祉施設の職員等を対象としています。

ガイドラインの使い方

この冊子は、主に2色で構成しています。平常時は青のページを、災害時には赤のページを参照してください。また、とっさの時であっても運営手法等の情報がすぐに入手できるよう、各ページにインデックスを設けています。

P2～3には、平常時及び災害時の取組に関して一目で分かるようチェックリストを設けました。また、各段階の取組内容は見開きでまとめたので、周知を図るときは見開きをコピーして掲示する、といった使い方も可能です。災害に備えた意識や情報を共有するために、この冊子をぜひ活用してください。



京都市情報館（京都市の公式ホームページ）の「福祉避難所について」では、以下の計画・ガイドラインについてご覧いただくことができます。

「京都市福祉避難所備蓄計画」
<http://www.city.kyoto.lg.jp/hokenfukushi/page/0000212269.html>

「京都市福祉避難所移送対象者の選定方法及び受入調整等に関するガイドライン」
<http://www.city.kyoto.lg.jp/hokenfukushi/page/0000212284.html>

平常時の取組に関するチェックリスト



平常時の取組

(1) 職員の体制

- ☐ 福祉避難所開設準備責任者と福祉避難所開設準備副責任者を定めていますか。 P6
- ☐ 災害発生時の職員の参集手順と役割分担が定められていますか。 P6
- ☐ 災害を想定したマニュアルや時間軸ごとの対応表を整備していますか。 P6
- ☐ 1年に1度は設置・運営訓練を実施し、マニュアル等の見直しをしていますか。 P7
- ☐ 京都市との調整で必要となる各様式を複写し、一定部数確保してありますか。 P7
- ☐ 要配慮者の特性や配慮事項等について職員に周知していますか。 P7

(2) 避難者受入れのための事前調整

- ☐ 京都市保健福祉局の担当各課や区役所・支所との連絡調整体制を把握していますか。 P8
- ☐ 医療支援の確保のため、専門施設や医療機関への連携方法は定めていますか。 P8
- ☐ 円滑な福祉避難所運営のため、関係団体・近隣施設との連携を進めていますか。 P8
- ☐ 避難者の移送手段を確保していますか。 P9

(3) 施設・備品の整備

- ☐ 避難者を受け入れるスペースを事前に設定してありますか。 P10
- ☐ ラジオ、テレビ等の情報機器や、筆談用の紙と筆記用具が用意されていますか。 P10
- ☐ ガラス窓の破片飛散防止や棚の転倒・落下防止等の防災対策をしていますか。 P10
- ☐ 停電に備えて、非常用電源は確保されていますか。 P11
- ☐ 避難者情報を共有するために、ホワイトボード等を用意されていますか。 P11
- ☐ 非常時に比較的つながりやすいPHSや衛星携帯電話が確保されていますか。 P11
- ☐ 感染症にかかった避難者の隔離スペースを設定できる準備ができていますか。 P11
- ☐ 送風・換気・冷暖房の空調設備が確保されていますか。 P11

(4) 備蓄物資 / 公的備蓄物資

- ☐ 施設の職員や利用者のために必要となる3日以上分の食料・飲料水や生活必需品を備蓄していますか。 P12
- ☐ 要配慮者への対応に必要な用具・備品を備蓄していますか。 P12
- ☐ (施設を生活拠点とする人がいる場合) 災害時でも食事提供ができるよう、食料・飲料水、調理器具、衛生管理用品、燃料等を備蓄していますか。 P12
- ☐ 備蓄物資は、水害時においても水損しにくい場所に保管されていますか。 P12
- ☐ (公的備蓄物資の配備対象となる施設の場合) 公的備蓄物資の点検表(以下「点検表」といいます。)(様式1)を用いて、公的備蓄物資の数量や保管状況等を定期的に点検していますか。 P15

災害時の取組に関するチェックリスト



災害時の取組

(1) 初動期：福祉避難所受入準備(災害発生直後～3日以内)

- ☐ 災害発生時に施設にいた入所者・通所者、職員の安全を確保し、発火等の防止措置を行いましたか。 P16
- ☐ 安全点検チェックリスト(様式2)を使用し、施設の被害状況を確認しましたか。 P16
- ☐ 施設で整備したマニュアル等(P6)に基づく、職員参集の実施や福祉避難所として使用するスペースの確保等により、福祉避難所を開設・運営する体制が整いましたか。 P16
- ☐ 要配慮者の受入可能な時期や人数について明確にし、状況報告書(様式3)を用いて、各区・支所災害対策本部(以下「区災害対策本部」といいます。)に報告しましたか。 P16

(2) 展開期：福祉避難所開設・要配慮者の受入れ(3日～2週間後程度)

- ☐ 福祉避難所入所に向けた確認票(以下「確認票」といいます。)(様式6)等に基づき避難者名簿を作成し、避難者の状況を管理していますか。 P20
- ☐ 毎日、状況報告書(様式3)により、当日の福祉避難所の状況を区災害対策本部に報告していますか。 P20
- ☐ (福祉避難所運営スタッフが不足する場合)人材支援依頼書(様式8)により、専門スタッフやボランティアの派遣要請は行いましたか。 P20
- ☐ (食料等が不足する場合)食料・飲料水手配依頼書(様式9)および物資・機器手配依頼書(様式10)により、食料や水、物資等の追加供給を要請しましたか。 P20
- ☐ 衛生管理のため、清掃や整理整頓、ごみ処理等のルールを定めましたか。 P20
- ☐ 避難者の介護予防を目的とした活動を取り入れていますか。 P21
- ☐ 避難者が寝たままにならず、座位が確保できるようになっていますか。 P21
- ☐ 避難者が複数で楽しく食事ができるように配慮されていますか。 P21
- ☐ 体調を崩している避難者がいないか、把握していますか。 P21
- ☐ 福祉避難所運営のために調達・使用した物資等について、物資管理簿(様式11)に記帳し、適切に管理できていますか。 P21

(3) 安定期・撤収期：避難生活の長期化・福祉避難所の統廃合(3週目以降)

- ☐ 避難者のストレスケアに配慮した取組を行っていますか。 P22
- ☐ 避難者のプライバシー確保に配慮していますか。 P22
- ☐ 福祉避難所の統廃合について避難者や家族等に説明し、理解を得ていますか。 P22
- ☐ 設置・運営等費用報告書(様式12)により、福祉避難所の設置・運営等の費用を区災害対策本部に報告しましたか。 P23

福祉避難所とは

福祉避難所の概要

避難生活において一定の配慮を要する方を対象とする避難所のことです。

福祉避難所は、一般の避難所への避難後に、そのまま一般の避難所での生活が続くことが困難な方を対象とするため、二次避難所とも呼ばれています。

対象となる方

高齢者、障害のある方、病弱者など、避難所生活において特別な配慮を必要とする方で、介護保険施設や医療機関などに入所・入院するに至らない程度の在宅の要配慮者が対象です。

要配慮者の状態に応じて、介助者1名についても、福祉避難所への避難が可能です。

対象となる方の状態と避難先のイメージ

	軽度	中度	重度	対象	法制度
福祉スペース (一般の避難所内)	○			比較的介護度が軽度で専門的なケアは必要ではないが、配慮を必要とする方	災害救助法
福祉避難所		○		要介護・障害の程度が高く、専門的なケアなどの特別な配慮を必要とする方	災害救助法
緊急入所		○	○	身体状況の悪化等により、福祉避難所での避難生活が困難な方	介護保険制度等
緊急入院		○	○	医療的な処置や治療が必要な方	健康保険制度等

※ 一般の避難所において、配慮が必要な方のために福祉スペースが設置されます。福祉スペースでの生活が困難な方が福祉避難所へ避難します。

設置期間

災害救助法及び「福祉避難所の指定に係る協定書」では福祉避難所の設置期間は、原則として災害発生の日から起算して7日以内としています。災害の状況等により延長する場合があります。

このガイドラインについても、災害発生の日から概ね3週目以降（安定期）に、福祉避難所の撤収に入ることを想定して作成しています。



福祉避難所の開設と避難の流れ

- 1 災害の発生直後は、身の安全の確保を最優先に、まず一般の避難所（学校等）に避難します。
- 2 一般の避難所において、保健師等の健康調査等による所見に基づき、区災害対策本部が福祉避難所への受入を調整し、対象者を決定します。
- 3 スタッフの配置など受入体制が整ったところで、対象者を家族や地域における支援者等が移送し、これを京都市が支援します。施設もできるだけ協力します。

※ 災害時の具体的な手続きはp16からの災害時の取組を参照。

福祉避難所充実に向けた京都市の取組

京都市では、社会福祉施設の福祉資源を活用した福祉避難所の事前指定に向けた取組を進めています。平成29年3月末現在で市内272箇所の社会福祉施設等が福祉避難所として事前指定されています。

また、災害時における福祉用具等の提供の協力に関しては、京都福祉介護用品協会と、福祉避難所への介護員の派遣協力に関しては、京都市老人福祉施設協議会、京都府介護福祉士会と、災害時における子どもの一時預かり等の協力に関しては、京都市保育園連盟、京都市児童館学童連盟、京都児童養護施設長会、京都母子生活支援施設協議会との間で協定を締結しています。

京都市は、今後も引き続き、福祉避難所の事前指定先の拡充及び運営支援を図ります。



高齢者福祉施設 **183** 箇所
障害者福祉施設 **74** 箇所
妊産婦等施設 **15** 箇所

合計 **272** 箇所

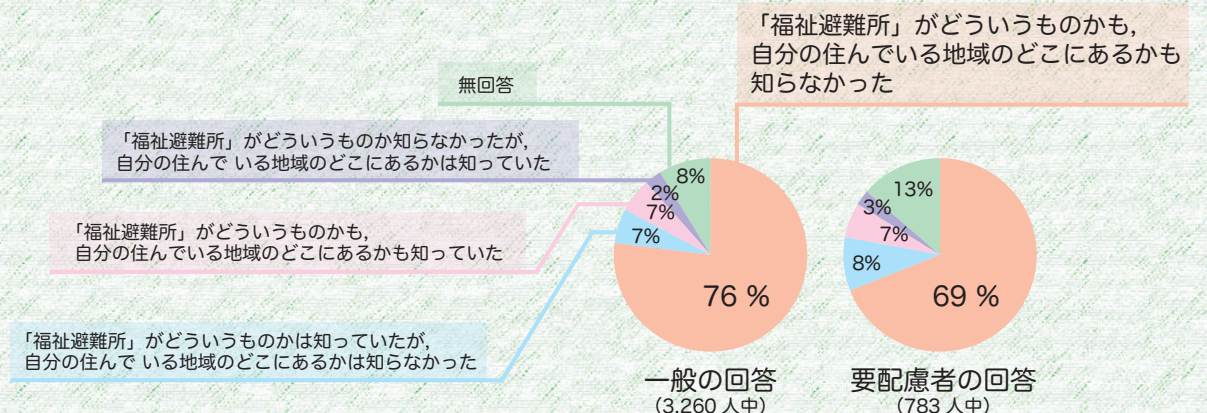
※平成29年3月末現在

コラム

福祉避難所の周知徹底

平成28年に発生した熊本地震では、市町村と事前に福祉避難所協定を結んでいた社会福祉施設が、要配慮者の受入れができなかった例が報告されています。特に、震度7の地震が発生した益城町では、事前に5施設と協定を締結していたが、一般の避難者が殺到するなどして対応できなかった、という報道もありました（平成28年6月15日付京都新聞）。

内閣府が東日本大震災の被災住民に対して実施したアンケート調査によれば、福祉避難所の認知度について「福祉避難所がどのようなものかも、自分の住んでいる地域のどこにあるかも知らなかった」と回答した割合は、一般の回答割合が76%、要配慮者の回答割合でも69%に上っています（内閣府『避難に関する総合的対策の推進に関する実態調査結果報告書』、平成25年）。



福祉避難所は、より専門的な支援や配慮の必要性の高い避難者のために確保されるものであり、上記の教訓からも、一般の避難所で生活可能な避難者に対しては対象としない旨をあらかじめ周知することが重要です。

このため、京都市では、福祉避難所周知パネル（P24～25）を作製し、京都市総合防災訓練等で掲出するなど、福祉避難所に関する広報に努めています。

職員の体制

責任者の設置

福祉避難所に事前指定された施設では、

- ・福祉避難所開設準備責任者（原則として施設長等）
- ・福祉避難所開設準備副責任者

を設置します。

事前準備は、責任者の指揮の下で行います。

マニュアル等の整備

万一、災害が発生した場合に備え、事前に、

- ・災害発生直後に職員がどのように行動するか、職員の参集や役割分担等を定めたマニュアル
- ・災害時に起こり得る状況を時間軸ごとに想定し、対応等をまとめた表（右記例参照）

を整備します。

災害発生後の状況整理表の様式例

項目	発災直後	1日目	2日目	3日目	～2週間	2週間～
施設・設備						
情報						
物資						
衛生						
食事						
健康						
スタッフ						
その他						

例えば、この部分の「発災直後」の「施設・設備」については、

【起こり得る状況】

- ・建物（施設）の損壊
- ・設備・備品の破損

【対応】

- ・被害状況の把握（担当 XX）
- ・被害状況を区へ報告（同）

といったように、起こり得る状況や必要な対応等について、分野・時間軸ごとにまとめた表を作成。

設置・運営訓練の実施

災害が発生した場合に円滑に福祉避難所を設置、運営ができるよう、

- ・少なくとも1年に1度は設置・運営訓練
- ・マニュアル等の見直し

を実施し、災害時に対応できるように反映します。

職員への周知・情報共有

各職員が災害発生時の対応について把握し、いざという場合に迅速に行動できるよう、

- ・マニュアル等の職員への周知
- ・マニュアル等のわかりやすく取り出しやすい場所への保管
- ・京都市との調整で必要となる各様式の複写の保管（当ガイドライン別冊参照）
- ・要配慮者の特性や配慮事項等の情報共有

を行います。

要配慮者の特性や配慮事項等

特徴的なこと		福祉避難所の開設にあたって必要な配慮等
視覚障害のある方	・ 音声によるコミュニケーションが必要	・ トイレの近くへの避難や食事の個別配給 ・ 情報伝達を声に出して伝える
聴覚障害のある方	・ 手話・要約筆記・文字・絵図等を活用したコミュニケーションが必要 ・ 一見、障害があるように見えないことがある	・ コミュニケーション手段を本人にまず確認し、身振りや手振りを交えて本人の意思確認を ・ 情報伝達のためにホワイトボードや筆談具の用意、手話通訳者の派遣等
言語障害のある方	・ 緊急時でも言葉で人に知らせることが難しい	・ 手話や文字情報などにより、情報伝達を（場合によっては筆談具の用意を）
肢体不自由のある方	・ 車いす等の補助用具が必要 ・ 車いすの通路の確保が必要	・ 段差が生じないように配慮を
内部障害のある方	・ 車いす等の補助用具が必要なことがある ・ 医療機関等による支援が必要なことがある ・ 一見、障害があるように見えないことがある	・ 心身に負担を掛けないように気配りを ・ 食事制限や常用薬の確認を
知的障害のある方	・ 緊急事態等の認識が不十分なことがある ・ 環境の変化による精神的動揺が見られる場合がある	・ 穏やかな口調で具体的に、短い言葉で、絵・図・文字などを組み合わせてわかりやすく ・ 順番を守るということが理解しにくいので、物資は個別に配給を
発達障害のある方	・ 緊急事態等の認識が不十分で変化に対する不安、こだわりが強い ・ 一見、障害があるように見えないことがある	・ 大勢の方がいる場所では本人が混乱するので、間仕切りなどにより居場所を特定 ・ 順番を守るということが理解しにくいので、物資は個別に配給を
精神障害のある方	・ 災害による精神的動揺が見られる場合がある ・ 医療機関等による支援が必要なことがある	・ 不安を感じさせないよう穏やかな対応を ・ 常用薬の確認を
認知症の方	・ 新しいことの記憶が難しく、緊急事態の認識が不十分なことがある ・ 環境の変化に弱く、精神的動揺が見られることがある ・ 一見、障害があるように見えないことがある	・ 本人なりに見当がつくよう、短く、わかりやすく、情報提供を ・ ざわつきや雑音が比較的少ない場所を居場所とする等、ストレスの少ない環境を ・ 飲食・排泄・睡眠の状況を確認し、体調にも留意を

平常時の取組
チェックリスト

職員の体制

- 福祉避難所開設準備責任者と福祉避難所開設準備副責任者を定めていますか。
- 災害発生時の職員の参集手順と役割分担が定められていますか。
- 災害を想定したマニュアルや時間軸ごとの対応表を整備していますか。
- 1年に1度は設置・運営訓練を実施し、マニュアル等の見直しをしていますか。
- 京都市との調整で必要となる各様式を複写し、一定部数確保してありますか。
- 要配慮者の特性や配慮事項等について職員に周知していますか。

避難者受入れのための事前調整

京都市等との連絡調整体制

福祉避難所の開設は、区災害対策本部からの要請により行われます。

そのため、福祉避難所として事前指定を受けた社会福祉施設は、平常時から、保健福祉局の担当各課や区役所・支所と、災害時の対応を想定し、情報交換を行います。



連携・応援体制の確保

災害時は、平常時よりも様々な医療・支援ニーズへの対応が求められたり、職員の被災により、必要な職員数を確保できないことが想定されます。

その場合に備えて、

- ・近隣施設等との互助協力を推進します。
- ・関係する医療機関との連携を図り、災害時の避難者の健康管理や医療相談等に当たる支援スタッフを確保するよう努めます。
- ・災害時に協力が得られるよう、近隣の地域コミュニティやボランティア団体と日頃から情報共有を図ります。

移動手段の確保

家族等の介助者が移送を行うことが困難な場合は、区災害対策本部を通じて、移送を依頼されることがあります。

そのため、一般の避難所から福祉避難所への移送、または福祉避難所から緊急での入所施設等への移送に関し、要配慮者の状態に配慮した適切な移送手段を可能な範囲において確保できるよう検討しておきます。



Check!



専門施設や医療機関との連携についても検討

福祉避難所での避難生活が困難な要配慮者については、専門的な施設への緊急入所が必要です。

また、医療処置や治療が必要な場合は、医療機関と緊急入院について連携を図ります。

コラム

福祉避難所運営の支援要員確保

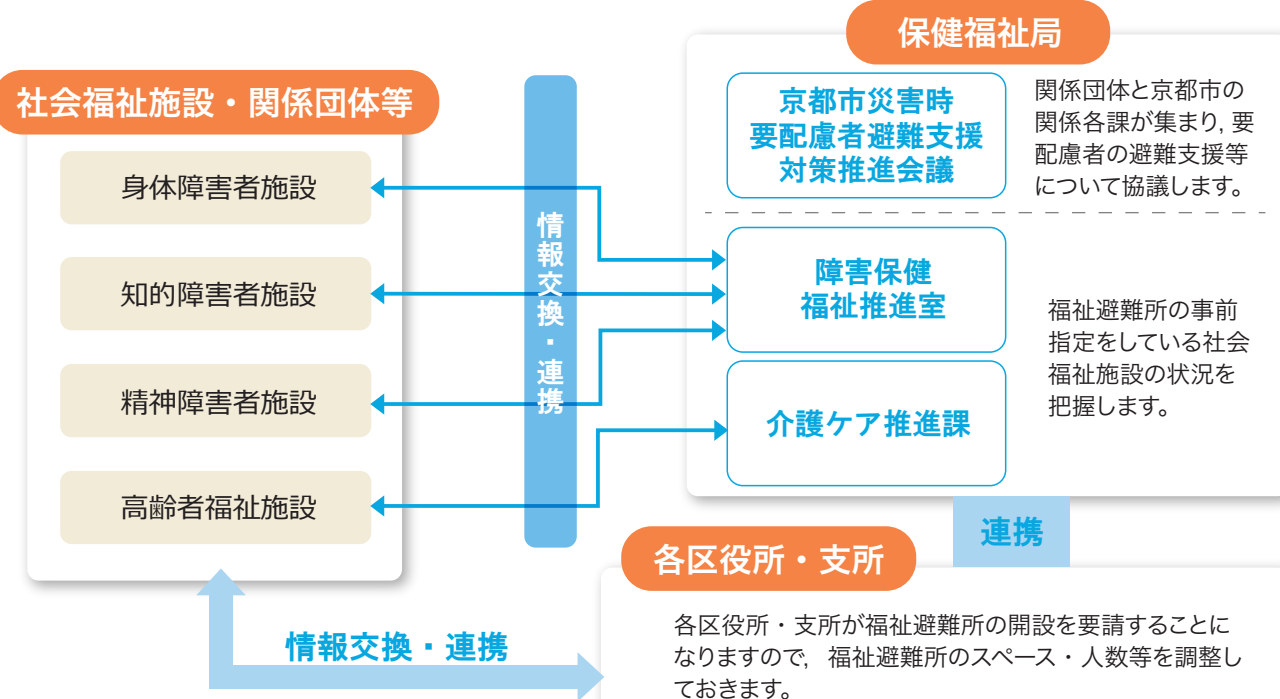
平成 23 年の東日本大震災の際、仙台市では福祉避難所の開設に取り組みましたが、実際に開設したのは、協定を締結していた 52 施設のうち、約半数の 26 施設に留まりました。

その理由としては、施設自体が被災したり、ガソリン不足や鉄道の不通等により職員が通勤できないなど人員体制が確保できなかったケース、入所者への対応を優先せざるを得なかったケースなどがありました（仙台市『東日本大震災仙台市震災記録誌』、平成 25 年）。

こうした震災の教訓を踏まえ、京都市では、京都市老人福祉施設協議会及び京都府介護福祉士会との間で、平成 26 年 3 月に「福祉避難所への介護員の派遣協力に関する協定」を締結し、福祉避難所の設置及び運営に当たって必要な人的支援を行う体制を整備しています。



京都市等との連絡調整体制



平常時の取組 チェックリスト

避難者受入れのための事前調整

- ☐ 京都市保健福祉局の担当各課や区役所・支所との連絡調整体制を把握していますか。
- ☐ 医療支援の確保のため、専門施設や医療機関への連携方法は定めていますか。
- ☐ 円滑な福祉避難所運営のため、関係団体・近隣施設との連携を進めていますか。
- ☐ 避難者の移送手段を確保していますか。

施設・備品の整備

災害発生時には、物資・器材の速やかな調達は困難です。また、市職員の被災、行政機能の低下や人命救助等の応急措置の実施などにより、行政が3日以内に地域に入ることが困難な状況です。こうした中でも、福祉避難所の開設の準備ができるよう、平常時からあらかじめ施設・備品の整備を行う必要があります。

特に、災害時は、水や電気・ガスが使えないという状況になることが十分に考えられます。そういったライフラインがストップした時のためにも対策を整えておくことが重要です。

水が使えない場合のトイレの備え

水が使えない場合でも、近くに川や水路がある場合は、トイレ水洗水に使用できます。凝固剤を併用し、便座にビニール袋をかぶせて用を足せば、水洗は不要です。折りたたみトイレ等を活用することも検討します。

どんな立場の方にも情報が届く工夫を！

要配慮者への情報伝達

要配慮者への確実な情報伝達やコミュニケーションのためにも、ラジオ、テレビ、筆談用の紙と筆記用具を最低限用意し、文字放送対応テレビやファックスの確保に努めます。

受入可能スペースの事前設定

施設内の食堂スペースや会議室など、避難者を受け入れるスペースを事前に設定しておき、その面積を事前に把握しておきます。
なお、スペースの設定では、車いすの通行が可能な広さの通路を確保するなど、避難者に配慮したものにします。

避難者情報の共有

避難スペースにホワイトボード等を設置し、避難者の氏名や状況等を記入することで、施設職員が避難者の情報を共有できるようにします。

電源の確保

人工呼吸器等の医療機器をはじめ、テレビ、ファックス、パソコン等の情報機器、電動車いすや携帯電話の充電など、福祉避難所では多くの電源を必要とします。あらかじめ非常用電源を確保しておきましょう。なお、定期的な点検のほかに発電機については燃料の劣化、バッテリーについては、電圧の低下等に注意が必要です。

通信手段の確保

災害発生時等、非常時にも比較的つながりやすいPHSや衛星携帯電話を確保しておくよう努めます。

間仕切り・隔離スペースの確保

要配慮者が発熱等の感染症にかかった場合に備えて、間仕切りなど隔離スペースを設定できる準備をしておきましょう。

送風・換気・冷暖房の確保

福祉避難所での生活が長期・短期に関わらず、気温や湿度の影響によるストレスや不快感を軽減するためにも、送風・換気・冷暖房の空調設備を確保することが重要です。

地震への備え

施設の耐震・耐火対策を行います。ガラス窓には破片飛散防止対策を、棚やテレビには転倒・落下防止対策を行います。

平常時の取組
チェックリスト

施設・備品の整備

- ☐ 避難者を受け入れるスペースを事前に設定してありますか。
- ☐ ラジオ、テレビ等の情報機器や、筆談用の紙と筆記用具が用意されていますか。
- ☐ ガラス窓の破片飛散防止や棚の転倒・落下防止等の防災対策をしていますか。
- ☐ 停電に備えて、非常用電源は確保されていますか。
- ☐ 避難者情報を共有するために、ホワイトボード等を用意されていますか。
- ☐ 非常時に比較的つながりやすいPHSや衛星携帯電話が確保されていますか。
- ☐ 感染症にかかった避難者の隔離スペースを設定できる準備ができていますか。
- ☐ 送風・換気・冷暖房の空調設備が確保されていますか。

備蓄物資（その１） - 考え方と内容

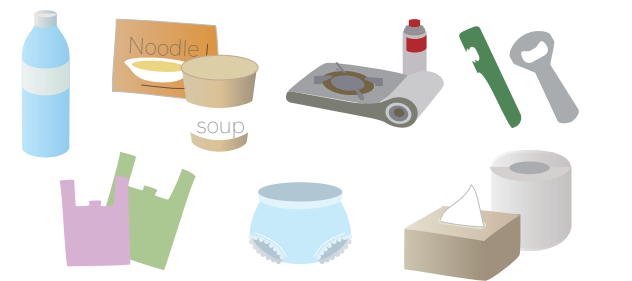
京都市では「自らの身の安全は自ら守ることが防災の基本」であることを踏まえ、各家庭や事業所等で３日以上（７日以上が望ましい）の食料・飲料水や生活必需品等の備蓄を推進しています。

災害時において、避難所運営に必要な物資は京都市が備蓄を進めていますが、東日本大震災等の経験から、要配慮者ごとに必要とされる物資は、速やかな調達が困難な状況です。

そのため、福祉避難所事前指定施設では、食料・飲料水に加え、要配慮者への対応に必要な介護用品、衛生用品、食物アレルギーや要配慮者に配慮した食料、トイレ・おむつ用品、ベッド、担架、間仕切り、ストーマ用装具や日常生活用具の備蓄が推奨されます。

さらに、施設を生活拠点とする人がいる場合は、災害時においても適切な食事が提供されるよう、食料、水、調理器具、衛生管理用品、燃料等の備蓄に努めます（右ページのリスト表の例を参照）。

また、備蓄物資は、水害時においても水損しにくい場所や耐震構造の建物に保管する必要があります。



1 日当たり避難者 1 名につき必要な基本セット

分類	品目	数量等	備考
食	飲料水	1 日当たり 3 リットル以上	『京都市備蓄計画』より
	食料	3 食分	種別：そのまま提供できるもの、水分を加えて提供できるもの、湯煎・加熱により提供できるもの。
	簡易食器	3 食分	使用済み食器の洗浄水が確保できないことを想定すること。ラップ等の使用も可。
衣	下着等衣類	下着は 1 枚以上	衣類の洗濯水が確保できないことを想定すること。
住	薬剤	手指消毒剤等	

要配慮者のタイプ別に必要なもの（例）

車いす
配慮を要する方向けの食料
おむつ
ストーマ用装具

主に災害発生直後に必要なもの（例）

ヘルメット	ボール・ハンマー
携帯型ライト	・万能オノ
軍手	担架
ハンドメガホン	土のう袋

その他、一定量確保しておくべき主な基本物資（例）

品目	備考	品目	備考
寝具 簡易ベッド・マットレス・布団・毛布・シーツ等	粉塵被害防止等のため、できるだけ床に寝かせることは避ける。	調理器具	カセットコンロ等加熱器具やなべ等。
医薬品	包帯や基本的な外傷消毒液等。	燃料	市販のカセットコンロ用ガスボンベ（250g）を 1,200 本以上備蓄するときは所轄の消防署長への届け出が必要。
ティッシュペーパー	汎用性が高い。	使い捨て手袋	調理時等に使用。手指洗浄水が確保できないことを想定すること。
ウェットティッシュ	消毒薬添加済みのもものよりも、通常のものの方が汎用性が高い。	水タンク	断水時の給水対応。
マスク	衛生状態の悪化を防止する。	ペーパータオル	タオル・ふきん等の洗濯水が確保できないことを想定すること。
ビニール袋	汎用性が高い。断水時の給水対応、トイレ使用、ごみ・汚物の一時密閉保管が可能。		

備蓄品（給食施設用）リスト表（例）

項目	想定されること	備蓄内容
備蓄食品	食材納入ルート遮断 ライフライン寸断 支援体制の確立までの時間	3 日分以上の備蓄 ・使用可能な在庫食品の把握 ・各施設の特性に見合ったものを用意（嚥下困難、乳児用ミルク等）
水	ライフライン寸断（断水） 貯水槽の破損 給水車到着までの時間	1 人 1 日 3 日以上を目安に用意 ・調理、飲料共に必要となるため、調理に必要な量を考慮し用意（アルファ化米・インスタントスープ等） ・耐震構造の貯水槽 ・ポリ容器 ・給水ポンプ、浄化器等の整備
ディスポ容器等調理器具	食器の破損・散乱により使用不可 断水により食器洗浄不可	備蓄品と同様に 3 日以上 ・ディスポ食器、折箱、アルミカップ（小分け用）、紙コップ、箸、スプーン、ストロー ・ラップ、アルミホイル（調理・食器にかぶせる等使用頻度は高い） ・缶切り（缶切り不要な備蓄が望ましいが内容によっては用意） ・ビニール袋、輪ゴム（調理・ごみ処理等に使用） ・ビニールシート、調理済み食品搬出用コンテナ等、施設の特性に合わせて用意 ・簡易かまど（コンクリートブロック・ドラム缶等）、薪炭直火釜、電磁調理器、電気炊飯器 ・大鍋、やかん、お玉、木べら、トング等
衛生管理用品	断水により手洗い不可 衛生状態の悪化	消毒等の衛生管理に必要な用品の用意 ・手指の消毒剤（アルコール等）、ウェットティッシュ・ペーパータオル、手袋、ごみ袋 ・ディスポ白衣、ディスポ帽子、ディスポ手袋、ディスポマスク、ディスポシューズカバー
電気	ライフライン寸断（停電） エレベーター使用不可 パソコン使用不可	停電時の電源の確保 ・非常用コンセント（厨房内に配置されているか） ・懐中電灯 ・自家発電器の有無 ・発電装置の整備 ・食事運搬方法の検討（エレベーター使用不可時） ・食事箋、食数把握方法の検討（パソコン使用不可時）
ガス	ライフライン寸断（ガス供給不可）	ガス供給不可時に必要な熱源の確保（二次的な熱源を確保） ・プロパンガス、コンロ等は地元業者と事前に契約（依頼） ・カセットコンロ、ガスボンベの準備 ・マッチ、点火ライター、固形燃料、灯油、炭、薪
その他	日常使用のものが使用不可	食札、名札、事務用品（油性ペン、ガムテープ等）、ラジオ

※ 備蓄品は賞味期限、使用期限等を確認し、定期的に入れ替えることが必要です。

備蓄物資（その2）・・・公的備蓄物資

公的備蓄物資の配備

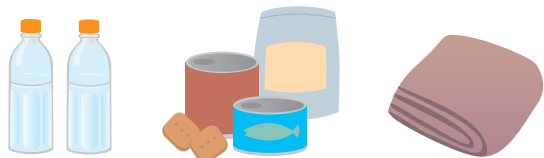
京都市では、公的備蓄は災害発生直後に不足する1日分を補完するものと位置付けていることから、災害発生から3日目以降に開設することを基本としている福祉避難所については、原則として、公的備蓄物資の配備対象とはなりません。

対象施設

- ・通所施設（ただし、基本的に受入人数10人未満の施設を除く。）
- ・災害時に地域の集合場所として利用される入所施設（当該施設から配備要請がある場合のみ）

備蓄品目・数量

災害発生直後に不足する1日分の食料・飲料水及び生活必需品



配分対象者

通所施設の利用中に被災したことにより、施設内での待機（避難）を余儀なくされた利用者

しかし、災害が発生した時間帯によって、災害発生直後から市民の避難が想定される事前指定施設（通所施設）等については、公的備蓄物資の配備対象としています。



受渡し時期

平成27年度から平成30年度の4年間で計画的に備蓄することとしています。

- | | |
|--------|----------------------------------|
| 平成27年度 | 左京区, 東山区, 山科区 |
| 平成28年度 | 北区, 上京区, 中京区, 下京区 |
| 平成29年度 | 南区, 伏見区（深草及び醍醐支所管内を含む。） |
| 平成30年度 | 右京区, 西京区（洛西支所管内を含む。）、市社協運営施設（更新） |

※食料や飲料等の賞味期限や保存期限があるものについては、平成31年度以降、期限が到来する前に更新します。



公的備蓄物資に関する計画や手続きの詳細については、京都市情報館に掲載されている「京都市福祉避難所備蓄計画」にてご確認ください。

<http://www.city.kyoto.lg.jp/hokenfukushi/page/0000212269.html>

公的備蓄物資の受渡・管理・使用・更新

通 知

受渡し日の1箇月前を目途に、京都市から事前指定施設に対して通知し、日時、会場、品目及び数量等について調整を行います。



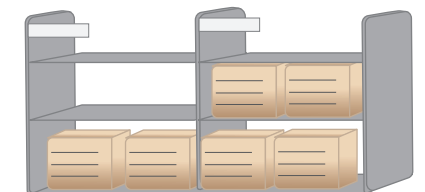
受渡し

通知に基づき、京都市の指定する場所で受渡しを行います。



管 理

災害時に備蓄物資を有効に活用できるよう、点検表（様式1）を用いて、備蓄庫内に保管されている物資の種類、数量及び状態等を把握し適切に管理します。備蓄物資は、台風や集中豪雨による浸水被害が生じた場合でも水損しにくい場所に保管します。



更 新

食料や飲料水等、賞味期限や保存期限があるものは、期限が属する年度の前年度に更新を行います。更新の際は、別途京都市から案内があります。

なお、更新となる公的備蓄物資に関しては、期限が到来する前に、各施設において、防災訓練等で有効に活用するものとします。



平常時の取組
チェックリスト



- ☐ 施設の職員や利用者のために必要となる3日以上分の食料・飲料水や生活必需品を備蓄していますか。
- ☐ 要配慮者への対応に必要な用具・備品を備蓄していますか。
- ☐ （施設を生活拠点とする人がいる場合）災害時でも食事提供ができるよう、食料・飲料水、調理器具、衛生管理用品、燃料等を備蓄していますか。
- ☐ 備蓄物資は、水害時においても水損しにくい場所に保管されていますか。
- ☐ （公的備蓄物資の配備対象となる施設の場合）点検表（様式1）を用いて、公的備蓄物資の数量や保管状況等を定期的に点検していますか。

初動期：災害発生直後～3日以内

災害発生から施設の状況確認・報告まで

災害発生

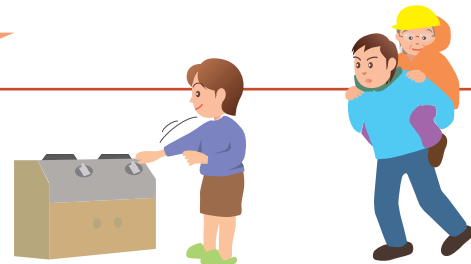
安全確保

まず、入所者・通所者、職員の安全を確保します。



応急処置

ガス元栓の閉栓やボイラー消火、負傷者の応急処置をします。



状況把握

施設（建物・設備）、入所者・通所者、職員の状況を把握します。



体制確保

福祉避難所として使用するスペース、福祉避難所を運営する職員体制等を確保するとともに、一般の避難所から福祉避難所への要配慮者移送への協力の可否を判断します。

状況報告

要配慮者とその家族など、いつから何名受け入れられるかなどを明確にし、区災害対策本部に対して報告します。

通所施設利用者がいる時に災害が発生した場合



福祉避難所事前指定施設である通所施設が、通所時間帯内に災害が発生した場合、施設の被害状況によって、避難者の受入対応が変わります。

- ① **施設が利用できない場合**：通所施設利用者を施設近くの一般の避難所（学校等）に避難誘導。
- ② **施設が利用できる場合**：通所施設利用者を引き続き施設に滞在させ、福祉避難所として機能させることが可能。また、滞在者（避難者）等の生命維持のため、食料・飲料水、毛布等が必要になった時は、公的備蓄物資を使用。

施設の状況確認

- 安全点検チェックリスト（様式2）に基づき、被害状況を確認。

職員体制等の確保の手順

- ① 職員の参集可能人数等を、福祉避難所事前指定施設で整備したマニュアル（P6）に沿って把握。
- ② 職員の参集により体制の確保。

状況報告の実施手順

- ① 安全点検チェックリスト（様式2）の調査結果をもとに、いつから何名受け入れられるか等、移送対象候補者の受入可否を判断。
- ② 受入可否を判断するに当たり、スタッフが不足する場合は、人材支援依頼書（様式8）で専門スタッフの派遣を要請（P20参照）。
- ③ 状況報告書（様式3）を用いて、区災害対策本部へ報告。



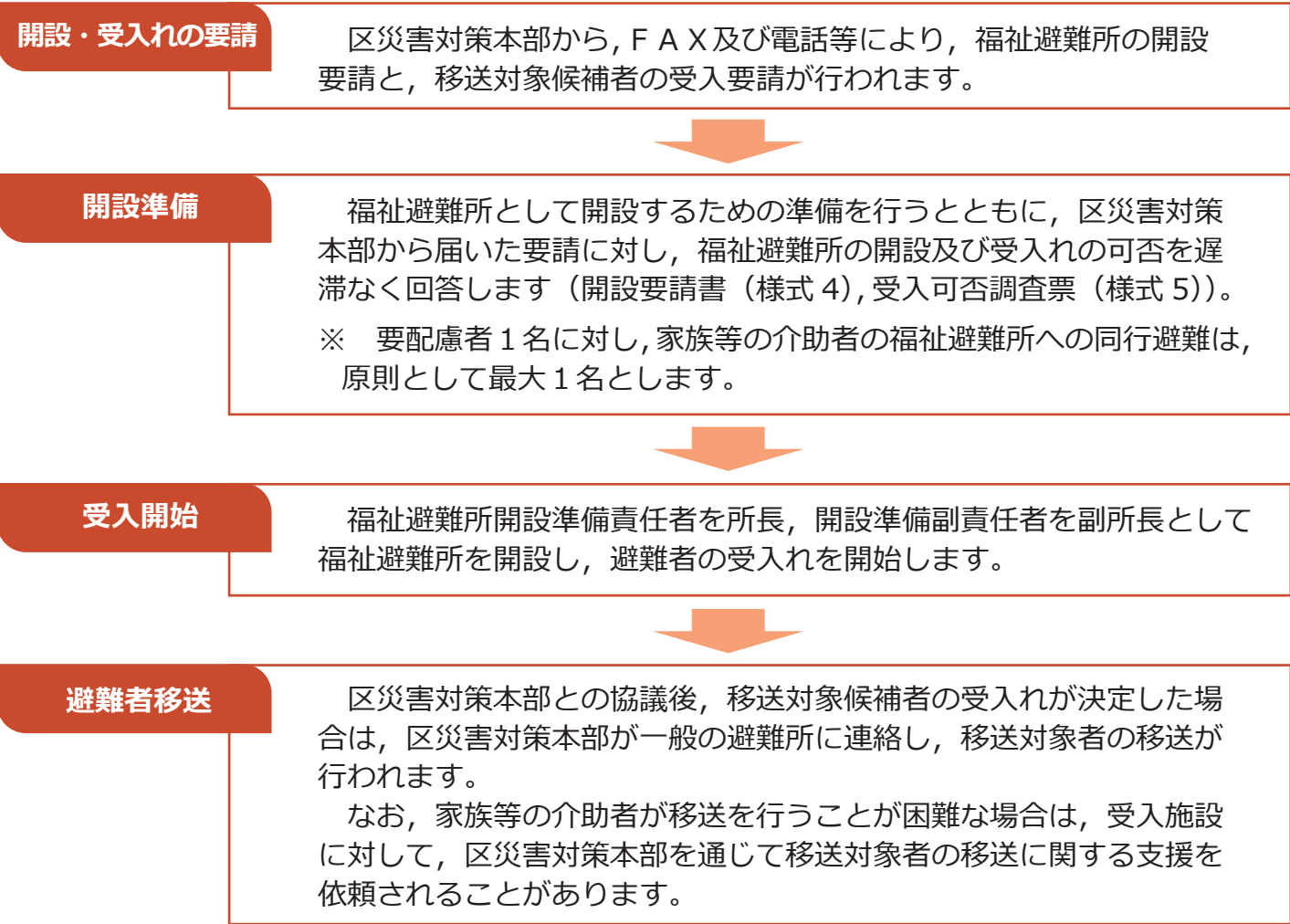
災害時の取組
チェックリスト

初動期

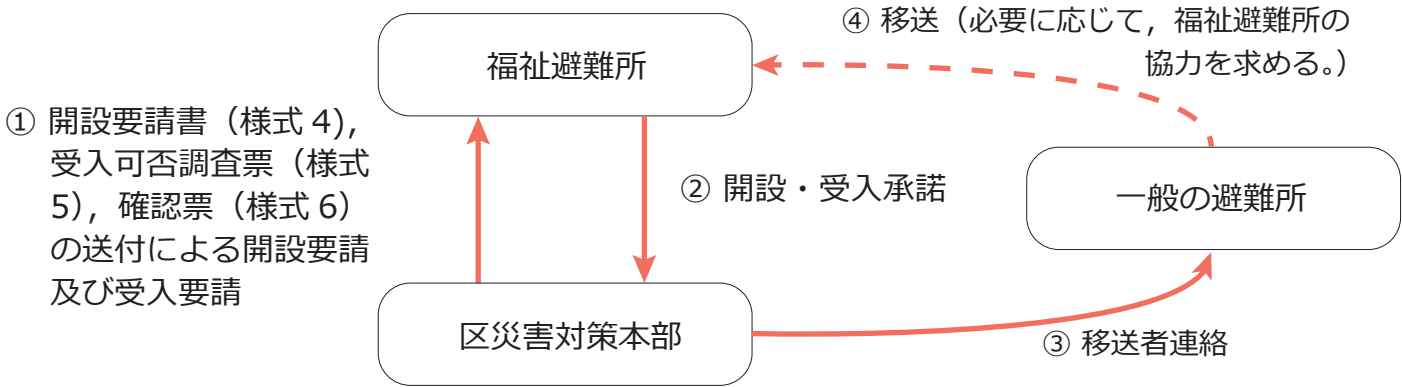
- ☐ 災害発生時に施設にいた入所者・通所者、職員の安全を確保し、発火等の防止措置を行いましたか。
- ☐ 安全点検チェックリスト（様式2）を使用し、施設の被害状況を確認しましたか。
- ☐ 施設で整備したマニュアル等（P6）に基づく、職員参集の実施や福祉避難所として使用するスペースの確保等により、福祉避難所を開設・運営する体制が整いましたか。
- ☐ 要配慮者の受入可能な時期や人数について明確にし、状況報告書（様式3）を用いて、区災害対策本部に報告しましたか。

展開期：3日～2週間程度（その1）

福祉避難所開設要請から避難者受入開始まで



福祉避難所の開設・受入要請及び移送の流れ



開設・受入の要請

- 区災害対策本部が開設要請書（様式4）、受入可否調査票（様式5）及び移送対象候補者の確認票（様式6）を送付

移送対象者の選定方法と受入調整施設について

福祉避難所への移送対象者の選定は、長期にわたる避難所生活が要配慮者に及ぼす影響等を考慮し、要介護判定や障害支援区分判定により災害前に評価を受けている内容や災害後の心身の健康状態等から、必要性の高い要配慮者を優先して、区災害対策本部により行われます。

選定の基準

- 第1次選定：**
要介護度3以上又は障害支援区分4以上の方を重度の要配慮者として、移送対象候補者として、移送対象候補者から必要な情報について聞き取りを行い、移送対象候補者の特性を踏まえ、受入可能な福祉避難所との調整が行われます。
- 第2次選定：**
保健師等の健康調査等による所見に基づき評価した内容及び受入施設の状況等を踏まえ、選定されます。

受入調整施設

- 通所施設を利用している移送対象候補者は、学区や行政区にかかわらず、基本的には、通常利用されている施設（福祉避難所事前指定施設に限る。）において受入調整が行われます。
- 通所施設を利用していない移送対象候補者は、基本的には、当人が避難している一般の避難所又は自宅から、可能な限り近隣の福祉避難所に対して受入調整が行われます。
- 近隣の福祉避難所での受入れが困難な場合は、区災害対策本部の調整により、行政区外への移送対象候補者の受入調整が行われることがあります。

通所施設利用

通常利用している施設（福祉避難所事前指定施設に限る。）での受入調整が基本

通所施設利用せず

可能な限り、近隣の福祉避難所での受入調整が基本

福祉避難所職員の仕事（例）

福祉避難所の開設に当たっては、パーティション設置等により受入準備を行うとともに、以下のような仕事ができる体制の確保を図ります。

総務 避難所運営に係る記録の保存、職員体制の確保、行政との連絡・調整、その他全般	避難者管理 入退所届の作成、安否問い合わせへの対応、郵便物等の取り次ぎ	要配慮者支援 介護、相談、介護用品等の調達・受入れ・管理・配置
施設管理 福祉避難所スペースの確保、危険箇所への応急措置・修繕、防火・防犯	保健・衛生 衛生管理、ごみ、風呂、トイレ、清掃、医療、生活用水の管理	給食 食材等の手配・受入れ・管理、給食の調理・配食・片付け

21

安定期・撤収期：3週目以降

避難生活長期化に伴う対応

被災地外からの支援活動が本格化し、マンパワーが期待できる段階ですが、避難生活の長期化に伴い、ストレスの緩和、プライバシーの確保等の必要性が高まる時期です。また、福祉避難所内外の避難者間の公平性や支援に対する依存の問題が生じ始めるため、注意が必要です。

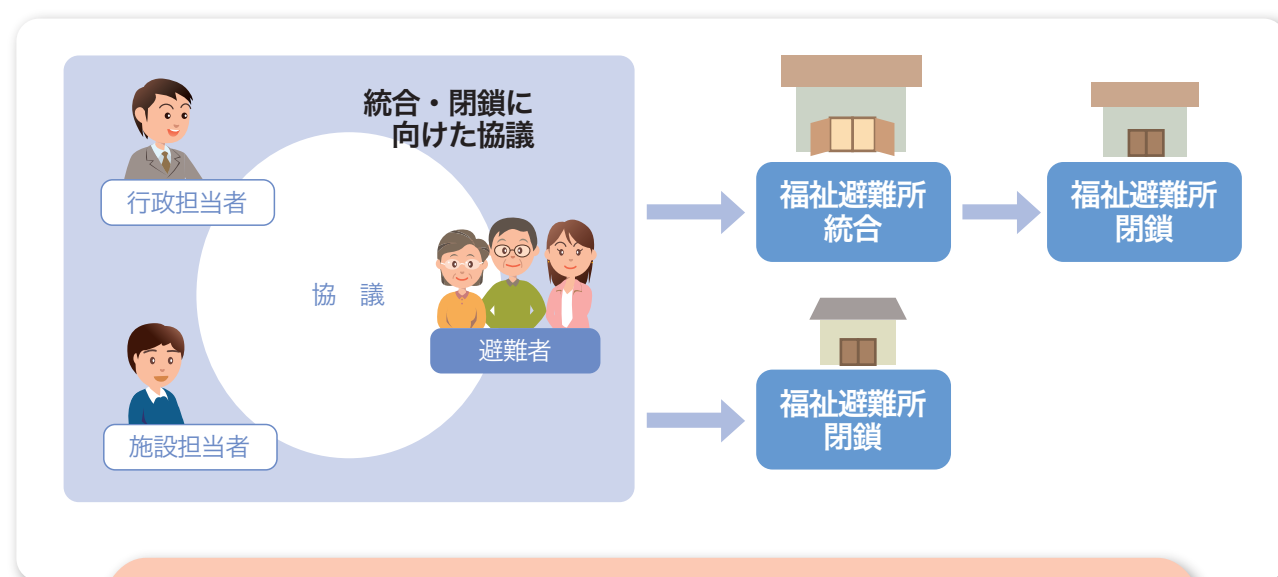
一方で、避難者の退所が増え、福祉避難所の運営体制の見直しや福祉避難所の統合・閉鎖に向けた検討が必要になることもあり、そのような場合には、できるだけ早く在宅生活者の支援を確立するため、原則として通所施設から統合・閉鎖が行われます。必要に応じて京都市等の関係機関と情報交換を行いましょう。

福祉避難所の統合と閉鎖

福祉避難所の統合・閉鎖については、区災害対策本部と施設の間で協議のうえ決定しますが、各避難者及び家族等に十分な説明をし、理解を求めることが重要です。

なお、統合によって避難者の人数が増える場合もあるため、受入幅について考慮しておく必要があります。

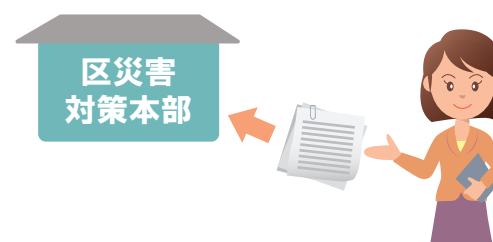
■ 福祉避難所の統合・閉鎖までの流れ



福祉避難所の統合・閉鎖時には、避難者の不満や不安が強まることもあるため、各避難者や家族等に十分な説明をし、理解を得ることが大切です。

費用の報告

福祉避難所の設置及び管理運営に要した費用は、設置・運営等費用報告書（様式 11）にて区災害対策本部に報告します。



■ 避難所運営費国庫負担について

（平 25.10.1 内閣府告示第 228 号「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」、昭 40.5.11 厚生省社会局長通知社施第 99 号「災害救助法による救助の実施について」より）

- 設置・維持管理等の費用 限度額：避難者 1 日 1 人当たり 320 円（ただし、福祉避難所の場合は、当該地域において当該特別な配慮のための通常の実費を加算することができる）
- 給食実施のための費用 限度額：避難者 1 日 1 人当たり 1,110 円
- 介助員等を配置するための費用 避難者 10 人当たり 1 人を配置するための費用
- 高齢者・障害のある方に配慮した簡易便器等器物の費用
- 日常生活上の支援を行うために必要な消耗器材の費用

コラム

福祉避難所の長期化への対応

平成 23 年の東日本大震災では、福祉避難所の避難者は、震災前には居宅サービスを利用しながら、生活していたひとり暮らし高齢者や高齢世帯の要配慮者が多く、施設への入所も含め、退所後の住まいをなかなか決められないという状況から、避難生活が長期化することとなりました。そこで、仙台市健康福祉局では、散乱した家財を片付けることができないため、帰宅できない避難者に対して、災害ボランティア等の情報提供を行い、帰宅を支援しました。

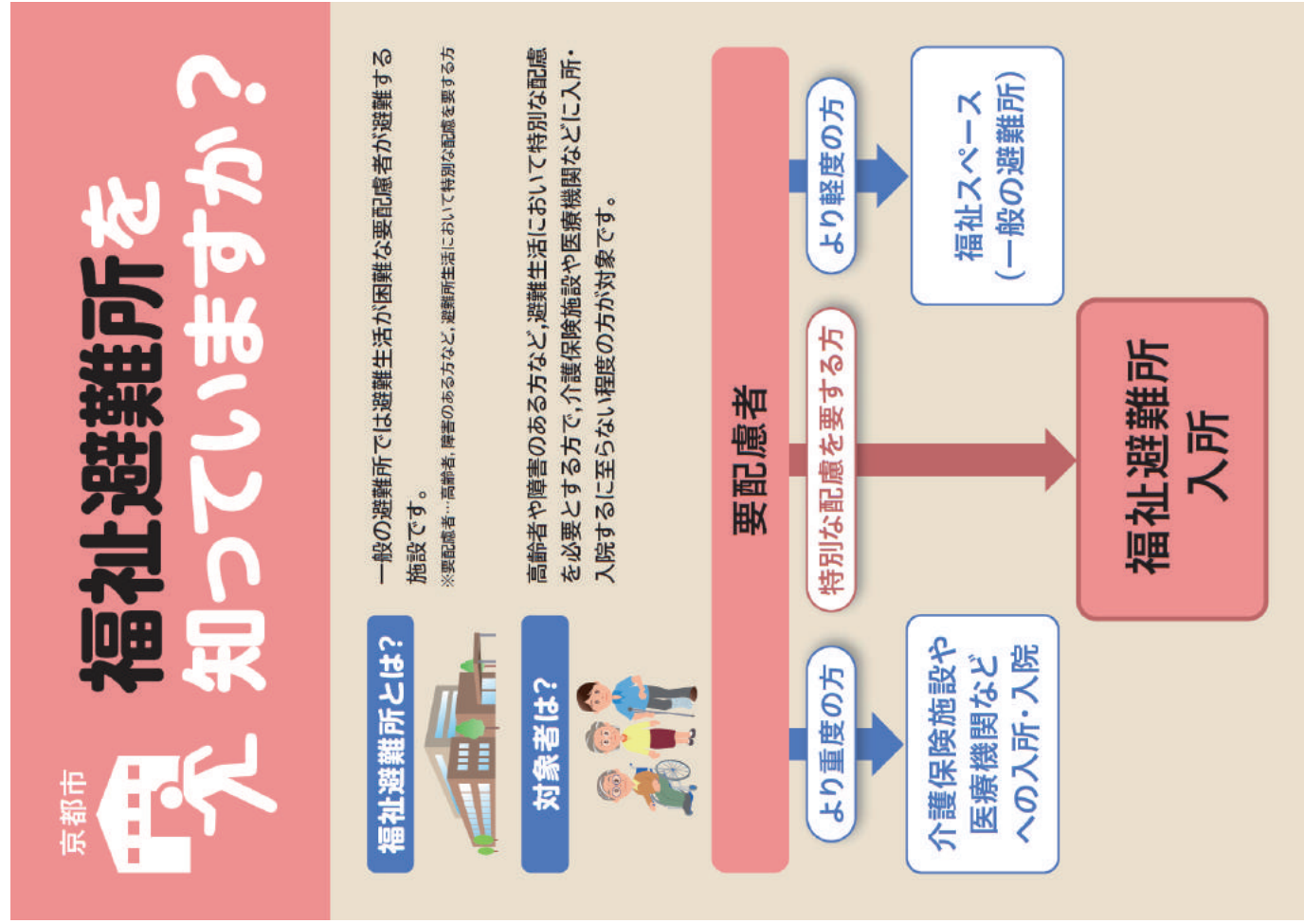
また、福祉避難所からの早期退所を促すためには、退所後の処遇について、早期から避難者個々の状況を把握し、相談対応を強化する必要があったことが、課題として把握されました（仙台市『東日本大震災仙台市震災記録誌』、平成 25 年）。



災害時の取組
チェックリスト

安定期
撤収期

- ☐ 避難者のストレスケアに配慮した取組を行っていますか。
- ☐ 避難者のプライバシー確保に配慮していますか。
- ☐ 福祉避難所の統廃合について避難者や家族等に説明し、理解を得ていますか。
- ☐ 設置・運営等費用報告書（様式 12）により、福祉避難所の設置・運営等の費用を区災害対策本部に報告しましたか。



福祉避難所 Q & A

Q1 福祉避難所って一般の避難所と何が違うの？

A 福祉避難所は、一般の避難所への避難後に、そこでの生活を続けることが困難な方を移送対象とするため、二次避難所とも呼ばれています。福祉避難所に事前指定されているのは、市内の社会福祉施設の一部であり、バリアフリー化や車いすの方用のトイレ等、要配慮者に配慮した一定の設備が整備されています。

Q2 どうして福祉避難所が必要なの？

A 高齢者、障害のある方などの要配慮者は、災害による一般の避難所での生活など住環境の変化への対応が困難なことがあります。必要なときに必要な支援が適切に受けられれば自立した生活を送ることが可能です。このような要配慮者の自立した生活を支援するのが福祉避難所です。

Q3 福祉避難所へは必ず移動できるの？

A 施設数やスペースなどの限りはありますが、一般の避難所で、保健師等の健康調査等による所見に基づき、福祉避難所への移送対象者を決定します。なお、一般の避難所においては、配慮が必要な方のための福祉スペースが設置されます。

Q4 福祉避難所に直接避難することはできるの？

A 福祉避難所は、開設に向けた準備が必要となるため、発災後3日目以降に開設することを基本としています。そのため、まずは命を守るために、地域の集合場所に参集のうえ、学校などの一般の避難所へ避難してください。

本冊子「京都市福祉避難所運営ガイドライン（平成29年改定）」の電子データや、別冊の様式については、京都市情報館にてダウンロード可能です。

<http://www.city.kyoto.lg.jp/hokenfukushi/page/0000214221.html>

